

舞鶴市 企業版ふるさと納税マッチング支援業務
企画提案募集要領

令和 4年 8月

舞鶴市 政策推進部 政策推進室 企画政策課

「舞鶴市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案募集要領

本「募集要領」は、舞鶴市(以下「本市」という。)が実施する「舞鶴市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」(以下「本業務」という。)に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

1. 本業務の目的

「第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するため、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用した寄附獲得に繋げる。

2. 業務概要

(1) 業務名

舞鶴市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和5年3月31日(金)まで

(4) 委託契約金額の上限額

本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内(消費税等別)とする(成果報酬型)。見積書等には受託料率を示すこと。

なお、「企画提案仕様書」の「3. 業務内容(1)」に記載の企業へのプロモーション経費等、企業への働きかけに係る費用は、委託契約金額に含まれるものとする。

3. 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制に精通していること。
- (2) 租税公課の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

4. 提案手続

内 容	日 程
(1)募集要領等の公表※市ホームページ(HP)上	令和4年 8月16日(火)
(2)質問の受付	令和4年 8月23日(火) 正午
(3)参加申込書の提出期限	令和4年 9月 9日(金) 午後5時
(4)企画提案書の提出期限	令和4年 9月28日(水) 午後5時
(5)ヒアリング審査及び契約相手候補の決定	令和4年10月 上旬 予定
(6)結果通知	令和4年10月上中旬 予定

(1)提案募集の期間

■期 間 令和4年8月16日(火) から令和4年9月28日(水) 午後5時まで

※ただし、(3)参加申込書の提出期限に留意すること

(2)質問の受付

本企画提案募集では、説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

■期 限 令和4年8月23日(火) 正午まで

■方 法 質問書【様式1】によりFAX又は電子メールで受け付ける。

■連絡先 FAX : (0773) 62-5099

E-mail : plan@city.maizuru.lg.jp

■回 答 回答については、随時、本市ホームページ上に公開する。

(3)参加申込書の提出

■期 限 令和4年9月9日(金) 午後5時 必着(持参又は郵送)

■提出物

(ア) 参加申込書【様式2】

(イ) 参加申込者の概要がわかる資料(パンフレット可)

■部 数 各1部

■提出先 〒625-8555

舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市 政策推進部 政策推進室 企画政策課 あて

<参加申込書提出に係る留意点>

・参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。

なお、提案を辞退した場合において、本市に係る他案件での入札には一切影響はない。

・1事業者当たり、提案は1件とする。

(4) 企画提案書の提出

■期限 令和4年9月28日（水）午後5時必着（持参又は郵送）

■提出物

- (ア) 企画提案書【様式4】
- (イ) 事業者の概要【様式5】
- (ウ) 執行体制図（任意様式）
- (エ) 業務実施方針（任意様式、4ページ以内）
 - ・業務内容に関する提案内容
- (オ) 見積書（任意様式）
 - ・内訳書を添付すること。
- (カ) 応募資格に係る申立書【様式6】
- (キ) 類似業務実施実績など、地方創生応援税制に精通していることが分かる資料（任意様式）
- (ク) 定款
- (ケ) 財務状況のわかる直近の書類
- (コ) 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（写し可。租税公課の納税証明書等）
- (サ) その他、提案企画の説明に必要な資料

■企画提案書の形式企画提案書の形式

- (ア) 用紙サイズはA4判とする。
- (イ) 提出部数は、7部とする。

■提出先 前述参加申込書提出先と同じ。

■その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

(5) ヒアリング審査及び契約候補者の決定

提出された書類について、企画提案選考委員会においてヒアリング審査・評点を行い、総得点により、契約候補者を選定する。

契約候補者は、総得点数が一定得点以上の企業上位3者程度とする。

また、同じ点数の企画提案が複数あった場合は見積金額（受託料率）の低い者を選定する。

<審査基準>

- (ア) 提案内容
 - ・寄附見込企業に対する働きかけ方法は効果的かつ実現性のあるものとなっているか。
 - ・提案内容の業務実施頻度・時期等は妥当で、適切な業務遂行を想定したものとなっているか。
- (イ) 業務実施方針

- ・制度及び業務の目的を理解し、市の方針に沿った提案がされているか。
- (ウ) 業務実施体制
- ・提案者のノウハウやネットワークを生かし、業務を適正かつ確実に実施する体制が整っているか。

なお、企画提案は、本市がこれまでに実施した下記の取組等を踏まえた上で、令和4年度の取組を提案すること。

<舞鶴市の企業版ふるさと納税PRに係る取組>

- (ア) 舞鶴市ホームページを活用した企業への寄附の呼びかけ
- (イ) ポータルサイトを活用した企業への寄附の呼びかけ
- (ウ) 市外に本社がある市内支店等への訪問による企業版ふるさと納税の紹介
- (エ) 舞鶴市企業版ふるさと納税寄附募集事業紹介パンフレットの作成

(6) 結果通知結果通知

■日 程 令和4年10月上中旬 予定

■方 法 電子メール又はFAXにて通知する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

5. 契約

(1) 契約手続

- ①本市と受託者は、舞鶴市契約規則（昭和39年10月12日規則第25号、以下「契約規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。
- ②本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約変更

他の業務との調整等に伴い、業務内容及び委託契約金額を変更する場合がある。

(3) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。なお、想定以上の寄附が見込まれる場合は、その時点で協議の上決定するものとする。

(4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(5) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、舞鶴市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

6. その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・ 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案の場合
- ・ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ・ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 企画提案書提出後、関連する事項について、本市職員が聞き取りを行う場合がある。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。

(4) 企画提案書等の作成に要する経費については、参加者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

7. 問い合わせ先

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市 政策推進部 政策推進室 企画政策課

TEL : 0773-66-1042

FAX : 0773-62-5099

E-mail : plan@city.maizuru.lg.jp

【様式1】

質 問 書

令和4年 月 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

(照会者) 事業者名 : _____

担当者名 : _____

F A X : _____

E-mail : _____

「舞鶴市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案の検討のため、下記の点について回答を求めます。

項 目	質問内容

【様式2】

参加申込書

令和4年 月 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

「舞鶴市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

① 申込者	所在地	〒
	事業者名称	
	代表者氏名	印
② 連絡先	担当者	
	担当部署	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
	所在地 (申込所在地 と異なる場合 のみ記載)	〒
③ 申込書類	<input type="checkbox"/> 参加申込書 (本状) <input type="checkbox"/> 参加申込者の概要がわかる資料 (パンフレット可)	

【様式3】

辞 退 届

令和4年 月 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

所在地

事業者名

代表者名

印

担当者名

このたび、「舞鶴市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案募集について参加の申込みをしましたが、都合により辞退します。

【様式4】

舞鶴市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 企画提案書

令和4年 月 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

所在地

事業者名

代表者名

印

標記事業について、関係書類を添えて提案します。

(添付書類)

- ・事業者の概要【様式5】
- ・執行体制図（任意様式）
- ・業務実施方針（任意様式、4ページ以内）
- ・見積書（任意様式）
- ・応募資格に係る申立書【様式6】
- ・類似業務実施実績など、地方創生応援税制に精通していることがわかる資料（任意様式）
- ・定款
- ・財務状況のわかる直近の書類
- ・租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（写し可。租税公課の納税証明書等）
- ・その他、提案企画の説明に必要な資料

【様式5】

舞鶴市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 事業者の概要

事業者名 及び代表者氏名			
所在地			
設立年月日	年	月	日
業種			
資本金			
従業員数	正規社員	名	契約社員
	パート	名	合計
組織概要と 業務内容	(事業者の概要又は定款等を添付で代替しても構いません。)		
企画提案に係る 担当者・連絡先	職・氏名 部署 電話 FAX E-mail		

※適宜、記載欄の行を調整して記載願います。

※必要に応じ、別紙による説明も可とします。

【様式6】

舞鶴市企業版ふるさと納税マッチング支援業務応募資格に係る申立書

本申込者は、舞鶴市企業版ふるさと納税マッチング支援業務の申込にあたり、「舞鶴市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案募集要領「3 参加資格」の規定による下記の条件を満たしていることを申し立てます。

記

- (1) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制に精通していること。
- (2) 租税公課の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

令和4年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

印